

退職年金受給者の皆様

〔この文書は、共済会が退職年金受給者の居住する市区町村から所得情報を取得することについて許諾していただいている方に送付しています。〕

所得調査の実施について

日頃より市議会議員共済会の運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、共済会では、所得に応じた退職年金の支給停止額を計算するため、前年までに議員を退職したすべての退職年金受給者に対し、毎年 6 月に前年分の所得を調査しております。

つきましては、令和 7 年度における所得調査を次のとおり行いますので、その旨お知らせします。

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 所得調査の対象となる方 | 退職年金(議員年金)を受給されている方 |
| 2. 所得調査の方法 | 共済会が退職年金受給者の方が居住する市区町村から直接次の(1)～(5)の所得情報を取得します。
(1) 公的年金等収入金額
(2) 給与収入金額
(3) 住民税の課税総所得金額
(4) 公的年金等所得額
(5) 合計所得金額 |
| 3. 退職年金の支給停止期間
(該当になった場合) | 令和 7 年 9 月支給期～令和 8 年 6 月支給期
(令和 7 年 6 月分～令和 8 年 5 月分) |
| 4. 所得調査後のお知らせ | 所得調査による支給停止の結果は、令和 7 年 8 月下旬に共済会から退職年金受給者の皆様に直接送付いたします。 |

※根拠法令：地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律・平成 23 年法律第 56 号

※地方議会議員年金制度の廃止後の給付に要する費用は、法律により、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされております。

お手続きは不要です

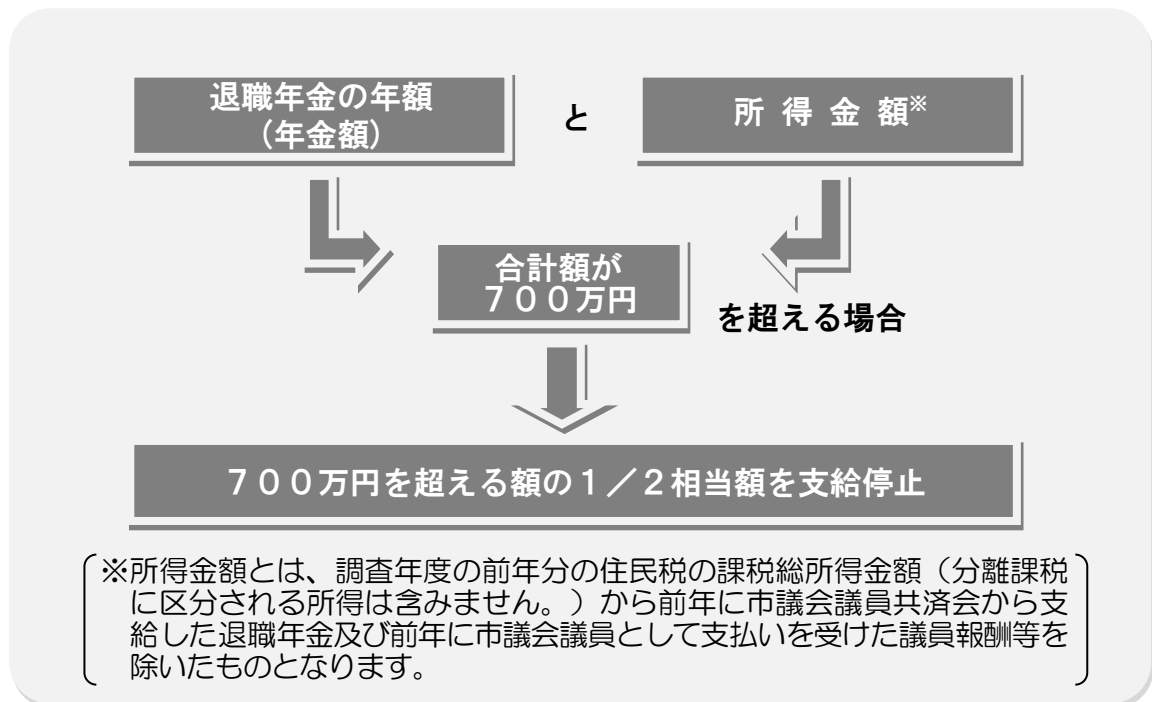
退職年金受給者の皆様の所得情報については、皆様が居住されている市区町村から市議会議員共済会が直接取得いたします。皆様に所得証明書をご提出いただくなどのお手続きは不要です。

所得に応じた退職年金の支給停止について

退職年金を受給されている方の前年の所得金額（住民税の課税総所得金額ベース）に応じて、退職年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

1 支給停止額

退職年金の年額と所得金額※との合計額が 700 万円を超える場合は、700 万円を超える額の 2 分の 1 に相当する額の支給が停止されます。（支給停止額が退職年金の年額を上回った場合は、退職年金の全額が支給停止となります。）



2 支給停止期間

令和 7 年度所得調査により、支給停止措置の該当になった方の退職年金の支給停止期間は、次のとおりとなります。

令和 7 年度 ・ 令和 7 年 9 月支給期 ～ 令和 8 年 6 月支給期
（令和 7 年 6 月分 ～ 令和 8 年 5 月分）

※所得調査と支給停止・・・所得調査は毎年 6 月に実施し、前年の所得金額に応じて支給する年金の額が変わります。

※年金の支給期・・・市議会議員共済会では、3 月、6 月、9 月及び 12 月の各月の 5 日（金融機関が休業日の場合は直前の営業日）にそれぞれの月の前月までの 3 か月分の年金を支給しています。

3 支給停止の例

前年の所得金額に応じて支給する年金額が変わります。計算例については、下記の例をご覧ください。

【例 1】全額支給停止の場合

① 退職年金の年額	100 万円
② 前年の退職年金等を除く所得金額	800 万円
③ ①と②の合計額	900 万円

退職年金の年額(①)と前年の退職年金等を除く所得金額(②)の合計(③)が700万円を上回っているため、700万円を超える金額200万円の2分の1の額100万円が支給停止となります。

退職年金は、100万円全額が支給停止となります。

【例 2】一部支給停止の場合

① 退職年金の年額	100 万円
② 前年の退職年金等を除く所得金額	700 万円
③ ①と②の合計額	800 万円

退職年金の年額(①)と前年の退職年金等を除く所得金額(②)の合計(③)が700万円を上回っているため、700万円を超える金額100万円の2分の1の額50万円が支給停止となります。

退職年金は、50万円が支給停止となります。

【例 3】支給停止の対象とならない場合

① 退職年金の年額	100 万円
② 前年の退職年金等を除く所得金額	590 万円
③ ①と②の合計額	690 万円

退職年金の年額(①)と前年の退職年金等を除く所得金額(②)の合計(③)が700万円を下回っているため、支給停止となりません。

退職年金は、全額支給となります。

市議会議員共済会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-4-2 全国都市会館 6 階
電話 03-3262-5239